

令和3年5月26日

掛川市訓令乙第1号

掛川市土地利用検討委員会規程の一部を改正する訓令乙

掛川市土地利用検討委員会規程（令和2年掛川市訓令乙7号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第1号を次のように改める。

(1) 理事

第3条第6項第4号を削り、同項中第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第7項中「及び」の次に「戦略監並びに」を加える。

附 則

この訓令乙は、令和3年5月26日から施行する。